高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成27年２月27日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
常磐自動車道	福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県双葉郡浪江町大字室原まで	新設工事	平成27年２月28日
常磐自動車道	福島県双葉郡楢葉町（ならはＰＡ）	新設工事	平成27年２月28日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第６号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑱に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成27年２月27日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「速旅　春の山梨ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着山梨県域周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷①イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷①イに定める周遊エリアを通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。以下同じ。また、⑷①イに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

②　東京発着富士山周遊

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷①ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷①ロに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（⑷①ロに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
東京発着山梨県域周遊	4,700円	5,900円
東京発着富士山周遊	3,300円	4,100円

⑶　実施する期間

平成27年３月１日から平成27年６月30日まで。ただし、平成27年４月25日から平成27年５月６日までの間を除く。

⑷　適用区間

①　周遊エリア

イ　東京発着山梨県域周遊

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線大月ジャンクションから小淵沢インターチェンジまでの区間、中部横断自動車道増穂インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間。

ロ　東京発着富士山周遊

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線大月ジャンクションから一宮御坂インターチェンジまでの区間。

②　発着エリア

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「速旅　北陸新幹線開業記念ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　富山・金沢エリア内乗り放題コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を受けた後、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

②　福井・石川エリア内乗り放題コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を受けた後、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

③　北陸ワイドエリア内乗り放題コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷③に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を受けた後、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
富山・金沢エリア内乗り放題コース	2,100円	2,600円
福井・石川エリア内乗り放題コース	2,400円	3,000円
北陸ワイドエリア内乗り放題コース	4,000円	5,000円